

ふじみ野市 市有施設の木造化・木質化に関する方針

平成 28 年 12 月 8 日施行

令和 7 年 4 月 1 日改正

(目的)

第1 この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、埼玉県内の建築物等における木造化・木質化等に関する指針（平成 15 年 11 月 15 日知事決裁、令和 4 年 4 月 1 日改正）に即して、法第 12 条第 2 項に掲げる必要な事項を定め、市有施設等における県産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「市有施設」とは、市が事業主体となり建築する公共建築物（法第 2 条に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
- (2) 「建築」とは新築、増築及び改築をいう。
- (3) 「市施工土木工事」とは、市が事業主体となり施工する、道路、公園、河川及び下水道等に係る土木工事をいう。
- (4) 「木造化」とは、市有施設の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全て又は一部を木造とすることをいう。
- (5) 「木質化」とは、建築物の内装及び外壁等に木材を用いることをいう。
- (6) 「県産木材」とは、原則として、「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材又は、森林認証制度に基づき認証により、県内の森林から産出されたことが確認できる木材をいう。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本事項)

第3 市は、法第 5 条に規定する市の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する市有施設及び市施工土木工事における県産木材の利用に努める。

(市有施設における木材の利用の目標)

第4 市有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、地上 2 階建て以下かつ延べ面積 3, 000 m²以下の公共建築物及びこれに付属する工作物は、原則として木造化に努める。

なお、これ以外の施設であっても木造化を検討する。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。

- (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。
- (3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。

2 市有施設の建築及び改修に当たっては、木造、非木造に関わらず、別表に掲げる部分について、可能な限り木質化を進める。

3 木造化及び木質化の実施に当たっては、原則として県産木材を使用する。

(市有施設の備品及び消耗品)

第5 市有施設において、備品及び消耗品類には、県産木材を用いた製品の積極的な使用に努める。

(市有施設の暖房器具等)

第6 市有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(市施工土木工事等の木材利用)

第7 市施工土木工事及び市有施設の外構工事においては、間伐材等の県産木材及び県産木材を用いた製品の積極的な使用に努める。

(木材関連業者等への要請)

第8 市は、国又は地方公共団体以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるよう要請する。

(PR及び普及)

第9 市は、市有施設及び市施工土木工事における木材の利用の促進の意義について市民に分かりやすく示すよう努める。

2 市有施設の管理者は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のPR及び普及啓発に努める。

(情報提供)

第10 市は、県産木材の流通及び製品等に関する情報提供の収集・分析・提供に努める。

(留意事項)

第11 この方針の運用に当たっては、建設コストの縮減に十分留意するとともに、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮し、それらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この方針は、平成28年12月8日から施行する。

(経過措置)

2 この方針の施行の際現に市との契約が締結している建築物及び工作物については適用しない。

別表（第2・第4関係）

公 共 建 築 物	用途	内装の木質化 を図る部分	外壁等の木質化を図る部分
	・学校 ・福祉施設 ・保健、医療施設 ・スポーツ・文化施設 ・公営住宅 ・庁舎等	・玄関ホール ・ロビー ・共用廊下 ・主要な居室	・軒（庇）、ピロティ等の雨よけがある外壁 ・軒裏及びピロティの天井
工 作 物	公共建築物に附属する案内板、掲示板、外柵、デッキ、パーゴラ、遊具等		